

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務
発 注 課	子ども未来局児童相談所地域連携課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 常德会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
1 契約の相手方とする事業者（業種）について 「児童家庭支援センター」（児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第44条の2第1項）は、原則として児童養護施設等に附置されており、地域の児童の福祉に関する各般の問題について、専門的な知識及び技術を要する相談に応じることを通じて児童やその家庭の福祉に関する高い見識と実践を蓄積していることから、単に児童福祉施設を営む事業者に比べ、相談に応じる機能が本来的な業務として付加されており、児童虐待通告等に関する介入においても対応力を発揮できると考えられる。 加えて、本業務の遂行に当たっては、介入後に一時保護等の対応が必要になる場合があり、その点においても、児童家庭支援センターは、児童養護施設等に附置されていることから円滑な連携が期待されるため、児童家庭支援センターを運営する法人を契約の相手方とする。 2 相手方を1者に特定した理由について 本業務は、札幌市内に居住する児童を対象とするものであることから、選定する児童家庭支援センターについては、札幌市内にその本拠を置いていることが必要であり、条件を満たす児童家庭支援センターは6か所あるが、選定予定の事業者を除く5者からは、本業務について受託しない意思が示されている。大きく体制変更が見込まれた場合には再検討とするが、今年度5者の体制変更はなかった。 選定予定の1者は、平成20年度から本業務の受託者であり、業務の履行実績がある。 以上から、契約の相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないと認められるため、見積参加者として決定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はデ～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和7年3月13日